

# 第 1 章 総 則

- 第 1 節 計画の策定方針
- 第 2 節 関係機関等の業務大綱
- 第 3 節 市の概況
- 第 4 節 災害危険性
- 第 5 節 防災ビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に係る各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。



## 第1節 計画の策定方針

### 第1 計画の目的

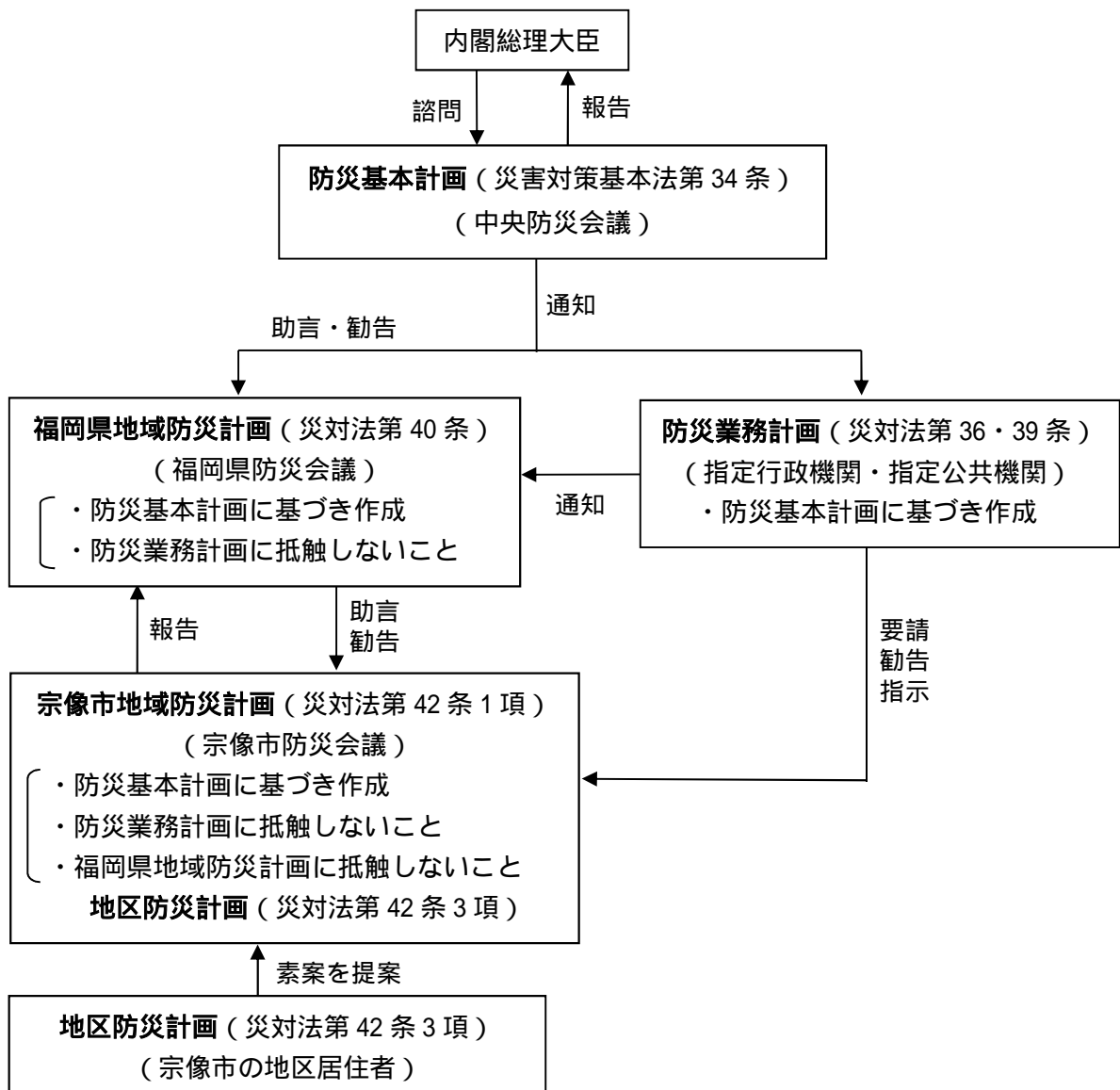
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び宗像市防災会議条例（平成15年条例第13号）の規定に基づき、宗像市防災会議が作成する計画である。

本計画は、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第2 計画の位置づけ

本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画に基づき、福岡県地域防災計画に抵触しない地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。



### 第3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

#### 計画の構成

本編
第1章 総則
第2章 災害予防計画
第3章 風水害応急対策計画
第4章 震災応急対策計画
第5章 原子力災害等応急対策計画
第6章 災害復旧・復興計画
資料編

### 第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを宗像市防災会議において修正する。

### 第5 計画の周知

本計画は、宗像市職員及び防災関係機関その他防災に関わる主要な施設管理者等に周知徹底を図るとともに、計画のうち必要となる事項については市民にも広く周知を図る。

## 第2節 関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その業務が直接的なものであるか、間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

宗像市を管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は、次のとおりである。

### 第1 市

風水害、地震災害、その他災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗 像 市	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市防災会議に係る事務に関する事</li> <li>市災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事</li> <li>防災施設の整備に関する事</li> <li>防災に係る教育、訓練に関する事</li> <li>県及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>他の市町村との相互応援協定の締結に関する事</li> <li>防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事</li> <li>生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事</li> <li>給水体制の整備に関する事</li> <li>管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事</li> <li>住民の自発的な防災活動の促進に関する事</li> <li>災害危険区域の把握に関する事</li> <li>各種災害予防事業の推進に関する事</li> <li>防災知識の普及・啓発に関する事</li> <li>防災まちづくりに関する事</li> <li>要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事</li> <li>企業等の防災対策の促進に関する事</li> <li>企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事</li> <li>災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水防・消防等の応急対策に関する事</li> <li>災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事</li> <li>高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。）の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事</li> <li>災害時における文教、保健衛生に関する事</li> <li>災害広報及び被災者からの相談に関する事</li> <li>被災者の救難、救助その他の保護に関する事</li> <li>被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事</li> </ul>

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗 像 市	<p>復旧資機材の確保に関すること                      生活必需品、応急食料品等の確保に関すること                      災害対策要員の確保・動員に関すること                      災害時における交通、輸送の確保に関すること                      被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること                      関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること                      災害ボランティアの活動支援に関すること                      罹災証明等に関すること                      被災者台帳の作成に関すること                      清掃に関すること                      所管施設の被災状況調査に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること                      ライフライン等の災害復旧に関すること                      義援金の受け入れ、配分に関すること                      災害弔意金の支給及び災害援護資金の貸し付け等災害融資等に関すること                      市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること</p>

## 第2 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像地区消防本部	<p>(災害予防)</p> <p>風水害、火災等の予防に関すること                      消防力の維持向上に関すること                      市と共同での地域防災力の向上に関すること                      危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること                      防災知識の普及に関すること                      消防応援協定の締結に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>災害に関する情報収集、伝達に関すること                      風水害、火災等の警戒、防御に関すること                      消防活動に関すること                      救助・救急活動に関すること                      避難活動に関すること                      行方不明者の調査に関すること                      その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること</p>

### 第3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像市消防団	(災害予防) 風水害、火災等の予防に関すること 団員の能力の維持・向上に関すること 市及び宗像地区消防本部が行う防災対策への協力に関すること (災害応急対策) 風水害、火災等の警戒、防御に関すること 消防活動に関すること 救助・救急活動に関すること 避難活動に関すること 行方不明者の捜索に関すること 市及び宗像地区消防本部が行う防災対策への協力に関すること

### 第4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (コミュニティ運営協議会) (自治会) (隣組等)	(災害予防) 各種災害に関する知識の涵養 応急対応機材の備蓄 (災害応急対策) 地域住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動 出火防止及び初期消火 被災者の救出救護及び避難誘導の協力 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運営業務等の協力 その他応急対策全般

### 第5 県

風水害、地震災害、その他災害(原子力災害を除く。)

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	(災害予防) 福岡県防災会議に係る事務に関すること 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること 防災施設の整備に関すること 防災に係る教育、訓練に関すること 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること 他の都道府県との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	<p>関すること</p> <p>防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること</p> <p>生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること</p> <p>危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること</p> <p>地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること</p> <p>防災知識の普及に関すること</p> <p>要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること</p> <p>消防応援活動調整本部に関すること</p> <p>企業等の防災対策の促進に関すること</p> <p>企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること</p> <p>災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること</p> <p>保健衛生・防疫体制の整備に関すること</p> <p>帰宅困難者対策の推進に関すること</p> <p>（災害応急対策）</p> <p>災害予警報等情報の収集・伝達に関すること</p> <p>市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること</p> <p>被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること</p> <p>災害救助法に基づく被災者の救助に関すること</p> <p>災害時の防疫その他保健衛生に関すること</p> <p>水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること</p> <p>公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること</p> <p>自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること</p> <p>被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること</p> <p>災害ボランティアの活動支援に関すること</p> <p>福岡県所管施設の被災状況調査に関すること</p> <p>（災害復旧）</p> <p>公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること</p> <p>物価の安定に関すること</p> <p>義援金品の受領、配分に関すること</p> <p>災害復旧資材の確保に関すること</p> <p>災害融資等に関すること</p>



## 原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災体制の整備に関する事</li> <li>通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事</li> <li>モニタリング施設及び体制の整備に関する事</li> <li>環境条件の把握に関する事</li> <li>原子力防災に関する知識の普及と啓発に関する事</li> <li>教育及び訓練の実施に関する事</li> <li>事故発生時における国、市町村等との連絡調整に関する事</li> <li>応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事</li> <li>県管理の道路の管理</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害状況の把握及び情報提供に関する事</li> <li>緊急時モニタリングの実施に関する事</li> <li>市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力に関する事</li> <li>災害時における避難経路及び輸送経路の確保</li> <li>保健医療調整本部の設置・運営に関する事</li> <li>緊急被ばく医療(被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関する事等)に関する事</li> <li>市町村長に対する住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等に関する事</li> <li>市町村長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等に関する事</li> </ul> <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による汚染の除去に関する事</li> <li>放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事</li> <li>市町村長に対する各種制限措置の解除の指示に関する事</li> <li>情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)の影響の軽減に関する事</li> <li>文教対策に関する事</li> <li>相談窓口の設置に関する事</li> <li>その他災害対策に必要な措置に関する事</li> </ul>

## 第6 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県宗像警察署	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害警備計画に関すること</li> <li>警察通信確保に関すること</li> <li>関係機関との連絡協調に関すること</li> <li>災害装備資機材の整備に関すること</li> <li>危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</li> <li>地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</li> <li>防災知識の普及に関すること</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>被害実態の把握に関すること</li> <li>被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること</li> <li>行方不明者の調査に関すること</li> <li>危険箇所の警戒及び地域住民に対する避難指示、誘導に関すること</li> <li>不法事案等の予防及び取締りに関すること</li> <li>被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること</li> <li>避難路及び緊急交通路の確保に関すること</li> <li>交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること</li> <li>広報活動に関すること</li> <li>遺体の見分・検視に関すること</li> </ul>

## 第7 指定地方行政機関

風水害、地震災害、その他災害（原子力災害を除く。）

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警備計画等の指導に関すること</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること</li> <li>広域的な交通規制の指導調整に関すること</li> <li>他の管区警察局との連携に関すること</li> <li>管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること</li> <li>災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること</li> <li>警察通信の運用に関すること</li> <li>津波警報・注意報の伝達に関すること</li> </ul>

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <p>災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する こと</p> <p>国有財産の無償貸付等の措置に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>地方公共団体に対する災害融資に関すること</p> <p>災害復旧事業の査定立会い等に関すること</p>
九州厚生局	<p>災害状況の情報収集、通報に関すること</p> <p>関係職員の現地派遣に関すること</p> <p>関係機関との連絡調整に関すること</p>
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <p>米穀の備蓄に関すること</p> <p>防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること</p> <p>農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>応急用食料の調達・供給に関すること</p> <p>農業関係被害の調査・報告に関すること</p> <p>災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること</p> <p>種子及び飼料の調達・供給に関すること</p> <p>災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>被害農業者等に対する融資等に関すること</p> <p>農地・施設の復旧対策の指導に関すること</p> <p>農地・施設の復旧事業費の査定に関すること</p> <p>土地改良機械の緊急貸付に関すること</p> <p>被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること</p> <p>技術者の緊急派遣等に関すること</p>
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害予防)</p> <p>国有保安林・治山施設の整備に関すること</p> <p>林野火災予防体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>林野火災対策の実施に関すること</p> <p>災害対策用材の供給に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>復旧対策用材の供給に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <p>各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事</p> <p>り災事業者の業務の正常な運営確保に関する事</p> <p>電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事</p> <p>(災害復旧)</p> <p>生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事</p> <p>被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事</p>
九州産業保安監督部	<p>(災害予防)</p> <p>火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>鉱山における応急対策の監督指導に関する事</p> <p>災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事</p>
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>(災害予防)</p> <p>交通施設及び設備の整備に関する事</p> <p>宿泊施設等の防災設備に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事</p> <p>災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事</p> <p>災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事</p> <p>災害時における輸送分担、連絡輸送等の調節に関する事</p> <p>緊急輸送命令に関する事</p>
大阪航空局 (福岡空港事務所及び北九州空港事務所)	<p>(災害予防)</p> <p>指定地域上空の飛行規制等その他周知徹底に関する事</p> <p>航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>災害時における航空機輸送の安全確保に関する事</p> <p>遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事</p>
第七管区 海上保安本部	<p>(災害予防)</p> <p>海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事</p> <p>流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事</p> <p>海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事</p> <p>人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事</p> <p>海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事</p> <p>海上の流出油等に対する防除措置に関する事</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡管区気象台	<p>(災害予防)</p> <p>台風や大雨、高潮、高波、地象等に関する観測施設の整備に関する こと</p> <p>防災気象知識の普及に関すること</p> <p>気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限 る)、水象に関する警報、注意報及び情報の発表・伝達に関すること</p> <p>緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達する こと</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達する こと</p> <p>二次災害防止のため、気象、地象(地震にあつては、発生した断層運 動による地震動に限る)、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表・ 伝達に関すること</p> <p>災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供する こと</p>
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <p>非常通信体制の整備に関すること</p> <p>非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること</p> <p>災害時における通信機器の貸し出しに関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>災害時における電気通信の確保に関すること</p> <p>非常通信の統制、管理に関すること</p> <p>災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</p>
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <p>事業場における災害防止のための指導監督に関すること</p> <p>労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚 に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就 職の斡旋等に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州地方整備局	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象観測通報についての協力に関すること</li> <li>防災上必要な教育及び訓練等に関すること</li> <li>災害危険区域の選定又は指導に関すること</li> <li>防災資機材の備蓄、整備に関すること</li> <li>雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること</li> <li>道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること</li> <li>水防警報等の発表及び伝達に関すること</li> <li>港湾施設の整備と防災管理に関すること</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予警報の発表及び伝達に関すること</li> <li>水防活動の指導に関すること</li> <li>災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること</li> <li>災害広報に関すること</li> <li>港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること</li> <li>緊急物資及び人員輸送活動に関すること</li> <li>海上の流出油に対する防除措置に関すること</li> <li>監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること</li> <li>災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関すること</li> <li>国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること</li> <li>通信途絶時における地方公共団体との通信確保(ホットライン確保)に関すること</li> <li>市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること</li> </ul> <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること</li> <li>港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること</li> </ul>

原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること</li> <li>広域的な交通規制の指導調整に関すること</li> <li>災害に関する情報収集及び連絡調整に関すること</li> </ul>
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関すること</li> </ul>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州厚生局	<p>(災害応急対策)</p> <p>災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整に関すること</p>
九州農政局 (福岡県拠点)	<p>(災害応急対策)</p> <p>災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物等への影響に係る情報収集等及び安全性確認のための指導に関すること</p> <p>災害時における応急用食料等の確保等に関すること</p> <p>災害時の政府所有米穀の供給の支援に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導に関すること</p> <p>被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解除に関する指導に関すること</p>
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害応急対策)</p> <p>国有林野・国有林産物の状況の把握に関すること</p> <p>材木(原木)の供給促進等、災害時の材木需要への対応に関すること</p>
九州経済産業局	<p>(災害応急対策)</p> <p>被災商工業者への支援に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>復旧資機材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p>
九州産業保安監督部	<p>(災害応急対策)</p> <p>火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること</p> <p>鉱山における保安確保</p>
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>(災害応急対策)</p> <p>災害時における輸送用車両の斡旋、確保に関すること</p> <p>災害時における船舶の斡旋、確保に関すること</p> <p>自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令等に関すること</p> <p>運送の安全確保に関する指導に関すること</p>
大阪航空局 (福岡・北九州 空港事務所)	<p>(災害応急対策)</p> <p>航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること</p> <p>指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>
第七管区 海上保安本部	<p>(災害応急対策)</p> <p>災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置に関すること</p> <p>救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること</p> <p>海上における救急・救助活動の実施に関すること</p> <p>緊急時海上モニタリングの支援に関すること</p>
福岡管区气象台	<p>(災害応急対策)</p> <p>災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること</p> <p>災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州総合通信局	(災害応急対策) 災害時における電気通信の確保に関すること 非常通信の統制、管理に関すること 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	(災害応急対策) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること 労働者の確保・被災者の職業あっせん
九州地方整備局	(災害予防) 国管理の国道、一級河川の管理に関すること (災害応急対策) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保に関すること

## 第8 自衛隊

風水害、地震災害、その他災害（原子力災害を除く。）

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊 第四師団)	(災害予防) 災害派遣計画に関すること 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること (災害応急対策) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊 第四師団)	(災害応急対策) 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること 住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援に関すること その他災害応急対策の支援に関すること
自衛隊 (航空自衛隊 西部航空方面隊)	(災害応急対策) その他災害応急対策の支援に関すること



## 第9 指定公共機関

風水害、地震災害、その他災害（原子力災害を除く。）

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	<p>（災害予防）</p> <p>鉄道施設の防火管理に関すること</p> <p>輸送施設の整備等安全輸送体制の確保に関すること</p> <p>災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>（災害応急対策）</p> <p>災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること</p> <p>災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</p> <p>（災害復旧）</p> <p>被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
西日本電信電話株式会社（九州支店） I・N・T・E・L・I・G・E・N・C・E・S株式会社 株式会社NTTドコモ（九州支社） KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	<p>（災害予防）</p> <p>電気通信設備の整備と防災管理に関すること</p> <p>応急復旧用通信施設の整備に関すること</p> <p>（災害応急対策）</p> <p>津波警報、気象警報の伝達に関すること</p> <p>災害時における重要通信に関すること</p> <p>災害関係電報、電話料金の減免に関すること</p>
日本赤十字社（福岡県支部）	<p>（災害予防）</p> <p>災害医療体制の整備に関すること</p> <p>災害医療用薬品等の備蓄に関すること</p> <p>（災害応急対策）</p> <p>災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること</p> <p>避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p>
日本放送協会（福岡放送局）	<p>（災害予防）</p> <p>防災知識の普及に関すること</p> <p>災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>（災害応急対策）</p> <p>気象・地象予警報等の放送周知に関すること</p> <p>避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること</p> <p>社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>災害時における広報に関すること</p> <p>（災害復旧）</p> <p>被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本高速道路株式会社	(災害予防) 管理道路の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) 管理道路の疎通の確保に関すること (災害復旧) 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社 (福岡支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(災害予防) 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	(災害予防) 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
西部ガス株式会社	(災害予防) ガス施設の整備と防災管理に関すること 導管の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) 災害時におけるガスの供給確保に関すること (災害復旧) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便株式会社 (九州支社)	(災害応急対策) 災害時における郵便事業運営の確保 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取り扱い、 援護対策及びその窓口業務の確保

原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	(災害応急対策) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
西日本電信電話株式会社(九州支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社 NTT ドコモ(九州支社) KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(災害応急対策) 災害時における通信の確保に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害応急対策) 災害時における医療救護等の実施に関する事
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) 原子力防災知識の普及に関する事 (災害応急対策) 災害情報の伝達に関する事
日本通運株式会社 (福岡支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(災害応急対策) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関する事
西部ガス株式会社	(災害応急対策) 災害時におけるガスの供給確保に関する事
日本郵便株式会社 (九州支社)	(災害応急対策) 災害時における郵便事業運営の確保に関する事

## 第10 指定地方公共機関

風水害、地震災害、その他災害(原子力災害を除く。)

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社	(災害予防) 鉄道施設の防火管理に関する事 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 (災害応急対策) 災害時における鉄道車両等による援護物資、避難者等の緊急輸送に関する事 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事 (災害復旧) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
福岡国際空港株式会社	(災害予防) 空港機能維持のための予防に関する事 空港施設・設備の応急点検体制の整備に関する事 (災害応急対策) 災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保に関する事 (災害復旧) 被災空港施設・設備の復旧事業の推進に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県トラック協会	(災害予防) 緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事 (災害応急対策) 緊急・救援物資の輸送に関する事
一般社団法人 福岡県 L P ガス 協会	(災害予防) L P ガス施設の整備と防災管理に関する事 L P ガス供給設備の耐震化の確保に関する事 (災害応急対策) 災害時におけるL P ガスの供給確保に関する事 (災害復旧) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
公益社団法人 福岡県医師会	(災害予防・災害応急対策) 災害時における医療救護の活動に関する事 負傷者に対する医療活動に関する事 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関する事
一般社団法人 福岡県歯科医師会	(災害予防) 歯科医療救護活動体制の整備に関する事 (災害応急対策) 災害時の歯科医療救護活動に関する事
公益社団法人 福岡県看護協会	(災害予防) 災害看護についての研修や訓練に関する事 (災害応急対策) 要配慮者への支援に関する事 指定避難所等における看護活動に関する事 災害支援看護職の要請・受け入れ等の支援に関する事
公益社団法人 福岡県薬剤師会	(災害予防) 患者への啓発(疾病・使用医薬品等の情報把握)に関する事 (災害応急対策) 災害医療救護活動に関する事 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する事 医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)に関する事 指定避難所等での被災者支援(服薬指導等)に関する事 その他公衆衛生活動に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	(災害予防) 防災知識の普及に関すること 災害時における報道の確保対策に関すること (災害応急対策) 気象予警報等の報道周知に関すること 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 災害時における広報に関すること (災害復旧) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
戸畑共同火力株式会社	(災害応急対策) 災害時の電力供給の確保に関すること
RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社CROSSFM ワイルド国際放送株式会社	(災害予防) 防災知識の普及に関すること 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) 気象・地象予警報等の放送周知に関すること 避難所等への受信機の貸与に関すること 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 災害時における広報に関すること (災害復旧) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人 福岡県水難救済会	(災害応急対策) 水難等による人命及び船舶の救助に関すること
社会福祉法人 福岡県 社会福祉協議会	(災害予防) 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること 職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること (災害応急対策) 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実にに関すること 災害ボランティアの活動体制強化に関すること 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関する こと

原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道株式会社	(災害応急対策) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
公益社団法人 福岡県水難救済会	(災害応急対策) 水難の際の人命及び船舶の救助に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本新聞社 株式会社朝日新聞西部本社 株式会社毎日新聞西部本社 株式会社読売新聞西部本社 株式会社時事通信社福岡支社 一般社団法人 共同通信社福岡支社 株式会社熊本日日新聞福岡支社 株式会社日刊工業新聞社福岡支社	(災害予防) 原子力防災知識の普及に関する事 (災害応急対策) 災害情報の伝達に関する事
戸畑共同火力 株式会社	(災害応急対策) 災害時の電力供給確保に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社TVQ九州放 送 株式会社エフエム福岡 株式会社CROSSFM フジ国際放送株式会社	(災害予防) 原子力防災知識の普及に関する事 (災害応急対策) 災害情報の伝達に関する事
公益社団法人 福岡県医師会	(災害応急対策) 災害時における医療救護等の実施に関する事
一般社団法人 福岡県歯科医師会	(災害応急対策) 災害時における歯科医療救護等の実施に関する事
福岡県トラック協会	(災害応急対策) 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
一般社団法人 福岡県LPガス協会	(災害応急対策) 災害時におけるLPガスの供給確保に関する事
公益社団法人 福岡県看護協会	(災害応急対策) 医療の視点からの要配慮者等への支援に関する事
社会福祉法人 福岡県 社会福祉協議会	(災害応急対策) 福祉の視点からの要配慮者等への支援に関する事
公益社団法人 福岡県薬剤師会	(災害応急対策) 医療救護(調剤)等の実施に関する事

## 第11 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
玄界環境組合 宗像地区事務組合	(災害予防・災害応急対策) 所掌事務についての防災対策

## 第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

風水害、地震災害、その他災害（原子力災害を除く。）

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 宗像医師会	(災害応急対策) 医療救護及び助産活動 遺体の検案 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会	(災害応急対策) 災害時のボランティアの受け入れ 要配慮者への救助及び生活支援活動の協力
宗像漁業協同組合	(災害応急対策) 被災組合員に対する融資又はその斡旋 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 救助活動への協力 漁船の避難指示、誘導 水産施設及び水産資源の被害状況調査への協力 水位の観測 海難予防知識の普及・啓発
日本赤十字 九州国際看護大学	(災害応急対策) 被災者の看護・救護の協力
宗像市内郵便局	(災害応急対策) 「災害時における相互協力に関する覚書」に基づく協力
一般社団法人 宗像歯科医師会	(災害応急対策) 歯科医療活動 遺体の検案の協力 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
一般社団法人 宗像薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 医薬品の調達、供給 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策) 避難施設の整備と避難訓練の実施 災害時における負傷者の医療、助産、救助

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 福岡県助産師会 宗像地区	(災害応急対策) 助産活動
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) 避難施設の整備と避難訓練の実施 災害時における入所者の保護
危険物施設等管理者	(災害予防) 安全管理の徹底及び防災施設の整備
農事組合法人 宗像農業協同組合	(災害応急対策) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 農作物の災害応急対策の指導 被災農家に対する融資及び斡旋 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
特別認可法人 宗像市商工会	(災害応急対策) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 災害時における物価安定の協力 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋
建設事業者団体	(災害応急対策) 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 倒壊住宅等の撤去の協力 応急仮設住宅の建設の協力 その他災害時における復旧活動の協力 加盟各事業者との連絡調整
公益社団法人福岡 県防犯協会連合会 宗像地区防犯協会	(災害応急対策) 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報 災害時の交通規制、防犯対策の協力 その他災害応急対策の業務の協力
金融機関	(災害応急対策) 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置
JCOM九州	(災害予防) 防災知識の普及に関すること 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) 気象予報等の放送周知に関すること 避難所等への受信機の貸与に関すること 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 災害時における広報に関すること (災害復旧) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること



原子力災害

機関の名称	事務又は業務の大綱
農事組合法人 宗像農業協同組合	(災害応急対策) 農産物の出荷制限等応急対策の指導に関する事 食料供給支援に関する事
福岡県 広域森林組合 福岡北支店 宗像支所	(災害応急対策) 林産物に関する対策の指導に関する事
漁業協同組合連合会 ・宗像漁業協同組合	(災害応急対策) 水産物の出荷制限等応急対策の指導に関する事
特別認可法人 宗像市商工会	(災害応急対策) 救助用物資及び復旧資機材の確保、協力並びに斡旋に関する事
学校法人	(災害予防) 原子力防災に関する知識の普及及び指導に関する事 原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施に関する事 (災害応急対策) 避難施設としての協力に関する事

原子力事業者

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州電力株式会社	(災害予防) 原子力発電所の防災体制の整備に関する事 原子力発電所の災害予防に関する事 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供に関する事 防災教育及び訓練の実施に関する事 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関する事 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事 原子力防災に関する知識の普及・啓発に関する事 (災害応急対策) 協定による緊急時における通報及び報告に関する事 緊急時における災害応急対策活動体制の整備に関する事 原子力発電所の施設内の応急対策に関する事 緊急時医療措置の実施のための協力に関する事 環境放射線モニタリングの実施に関する事 県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関する事 相談窓口の設置に関する事 (災害復旧) 原子力発電所の災害復旧に関する事

### 第13 市民・事業所

区 分	とるべき措置
市 民	自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保 （自らの命は自分で守る） 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認 食料、飲料水の備蓄、非常持出品の準備 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進 災害発生時の自主的な総合救済活動への参加・協力 市、県が行う防災活動への協力 生活必需品等の不必要な購入・買い占めの抑制等への協力
事 業 者	従業員、顧客等の安全の確保 二次災害の防止、経済活動の維持（事業継続等） 帰宅困難者の一時滞在への協力 災害時行動マニュアルの作成 従業員、顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備 防災訓練の実施 市、県が行う防災活動との連携・協力 災害時に重要な役割を担う事業者は、災害時に事業活動を継続的に実施するために必要な措置の実施及び国、県、市との物資・役務の供給協定の締結

## 第3節 市の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 位置、面積、地勢

宗像市は、福岡県北部の福岡市・北九州市の両政令都市のほぼ中間に位置し、離島を除くと東西14.8km、南北15.4kmにわたっており、面積は119.91km<sup>2</sup>(市域)で、福津市及び宮若市、遠賀郡、鞍手郡に隣接している。

離島は、市の北西約7kmの沖合に位置する筑前海域最大の島である大島(7.21km<sup>2</sup>)、その大島からさらに北西約49km沖合の沖ノ島(無人;0.97km<sup>2</sup>)、鐘崎から約2km沖合の地島(1.62km<sup>2</sup>)、神湊から約0.40km沖合の勝島(無人;0.21km<sup>2</sup>)の4島からなっている。

#### 2 気象

本市の気候は、日本海型気候を示し、平均気温は16 前後で温暖である。

また、総降水量は年平均1,750mm程度で、雪は年平均で2日と少ない。

一方、観測史上1~5位の値をみると2009年7月24日には、日降水量で234.5mm、日最大10分間降水量で21.5mmを記録している。

本市の気象(過去10箇年)

年	気 温 ( )			総降水量 (mm)
	平均	最高 (平均)	最低 (平均)	
H25(2013)	16.1	20.3	11.9	1,800
H26(2014)	15.6	19.9	11.5	1,660
H27(2015)	16.1	20.3	12.1	1,743
H28(2016)	16.9	21.1	12.9	2,152
H29(2017)	16.2	20.5	12.0	1,352
H30(2018)	16.3	20.7	12.0	1,643
R1(2019)	16.6	21.1	12.3	1,455
R2(2020)	16.5	20.8	12.2	1,991
R3(2021)	16.7	21.4	12.4	1,767
R4(2022)	16.4	21.0	12.0	1,070

出典: 気温、総降水量は、福岡管区気象台「福岡県気象月報」

観測史上1~5位の値(年間を通じての値)【宗像(福岡県)】

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	234.5 (2009/7/24)	196.0 (1980/7/1)	191.0 (2018/7/6)	181.0 (1981/7/7)	170.0 (1980/8/30)	1976/1 2023/10
日最大10分間降水量 (mm)	25.5 (2023/7/30)	21.5 (2019/7/18)	21.5 (2009/7/24)	20.0 (2019/8/29)	20.0 (2013/7/3)	2009/2 2023/10
日最大1時間降水量 (mm)	68 (1991/9/14)	62 (2012/7/3) (2021/8/8)	60 (1999/6/29)	59 (2009/7/24)	59 (1991/9/27)	1976/1 2023/10
月降水量の多い方から (mm)	797.0 (1980/7)	714.0 (2020/7)	693.0 (2021/8)	691.0 (2003/7)	645.0 (1980/8)	1976/1 2023/10

要素名 / 順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
年降水量の多い方から (mm)	2,627 (1980)	2,251 (1985)	2,151.5 (2016)	2,058 (1993)	2,048 (2006)	1976 年 2022 年
日最大風速・風向 (m/s)	17 東北東 (2006/9/17)	17 東 (2005/9/6)	16 北東 (2004/10/20)	16 北西 (2004/8/30)	16 西北西 (1991/9/27)	1977/2 2023/10
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	29.3 東北東 (2015/8/25)	27.1 南東 (2020/9/2)	26.6 南 (2020/9/7)	26.2 南南西 (2019/9/22)	26.2 東北東 (2017/10/22)	2009/2 2023/10

出典：気象庁（過去の気象データ）

### 3 地形、地質

三郡山地の北端に位置し、地形は周囲を標高 300m前後の山地・丘陵に囲まれ、盆地地形をなし、盆地の北側は玄界灘に開けている。

これらの山地を源として高瀬川、朝町川、山田川、横山川、大井川、八並川及び樽見川等の小河川が流れ、盆地のほぼ中央付近で本流の釣川に合流し、東から西へ向けて流れ、玄界灘に注いでいる。

湖沼は、多礼ダム、吉田ダム、大井貯水池（旧大井ダム）の人造湖が主なもので、他に小さなため池が点在する。

大島、地島、沖ノ島は、丘陵・山岳地帯が多く、海岸線は急崖をなす箇所が多い。

地質は、古生代、変成岩類（泥質片岩、緑色片岩）、中生代、白亜紀の関門層群（下関亜層群、脇野亜層群）、花崗閃緑岩、ひん岩、新生代、第三紀の古第三紀層、新第三紀層、溶結火砕岩、新生代、第四紀の段丘堆積層、崖錐堆積層、砂丘堆積層、沖積層、河床堆積層よりなる。

## 第2 社会的条件

### 1 人口

本市の人口、世帯数（令和5年4月末日現在）は、96,954人、44,528世帯である。

人口は、近年横ばいとなっている。

世帯数は、核家族化の進行のため、継続的に増加傾向にある。

65歳以上の老年人口（29,442人）は、全体の30.4%を占め、高齢化社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。

宗像市の人口	令和5年4月末日現在
人 口	96,954 人
世 帯 数	44,528 世帯
高齢化率	30.4%

出典：住民基本台帳

## 宗像市の人口推移（国勢調査結果より）

年	世帯	総数	男	女	増加数	増加率	1世帯当り
昭和30年	6,392	34,942	17,099	17,843			5.47
昭和35年	6,589	33,537	16,335	17,202	1,405	0.04	5.09
昭和40年	7,455	34,029	16,519	17,510	492	0.01	4.56
昭和45年	10,551	40,309	19,617	20,692	6,280	0.18	3.82
昭和50年	16,060	56,194	27,365	28,829	15,885	0.39	3.50
昭和55年	19,926	66,985	32,658	34,327	10,791	0.19	3.36
昭和60年	21,800	71,389	34,720	36,669	4,404	0.07	3.27
平成2年	24,796	78,197	37,343	40,854	6,808	0.10	3.15
平成7年	29,027	86,938	41,106	45,832	8,741	0.11	3.00
平成12年	32,550	92,056	43,609	48,447	5,118	0.06	2.83
平成17年	34,914	94,148	44,459	49,689	2,092	0.02	2.70
平成22年	37,037	95,501	44,930	50,571	1,353	0.01	2.58
平成27年	38,995	96,516	45,944	50,572	1,015	0.01	2.48
令和2年	41,038	97,095	46,143	50,952	579	0.006	2.37

出典：国勢調査

## 2 土地利用の状況、変遷

本市の土地利用変遷の状況より、従来、水田・山林として利用されていた土地が、徐々に宅地・畑に変化していく傾向が読み取れる。

これは、市街地の進展とともに洪水調整の機能を持っていた水田等の減少につながり、河川自体の治水能力は強化されてきているものの、内水の浸水に対して危険度が増していることを示している。

## 土地利用変遷の状況

(単位：%)

土地利用区分	昭和45年 (1970年)	平成2年 (1990年)	平成22年 (2010年)	平成26年 (2014年)
田	20.4	16.9	14.8	14.6
畑	9.9	9.7	8.2	8.0
宅地	4.1	9.3	11.5	11.6
山林・原野	35.8	35.6	33.0	28.2
雑種地・その他	29.9	28.5	32.6	37.7

出典：福岡県統計データ「市町村別民有地面積」から算定

注) 総面積は119.9km<sup>2</sup>(平成26年10月1日)で算定

## 第4節 災害危険性

本市では、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月、福岡県)及び「津波に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)と宗像市防災アセスメント調査(平成17年3月)において、風水害及び地震の災害危険性等を検討した。

その概要は、次のとおりである。

### 第1 災害履歴

#### 1 風水害等

近年、宗像市に被害を与える風水害としては、台風と集中豪雨によるものが多い。梅雨前線に伴う豪雨は河川の氾濫を引き起こし、台風はさらに風による災害を伴う。宗像市においては台風より集中豪雨による災害が多く発生している。

釣川の氾濫による水害、がけ崩れなどの土砂災害が発生しており、河川整備が行われる昭和中期頃以前は、豪雨時には釣川沿いの耕作地に氾濫していたが、人家等がない為、大きな被害は発生しなかったものと考えられる。その後、人口増加に伴い河川沿いの低地にも宅地が進出してきているが、釣川の河川改修整備が進められ、現在のところ釣川の氾濫にいたるような大規模な水害は発生していない。しかし、釣川に流入する小河川において氾濫が発生し、豪雨のたびに浸水被害が発生している。

土砂災害については、昭和28年災害、昭和34年災害時の死者の原因となっているように、集落背後の山地が崩れると人的被害を伴う規模の大きな災害となる場合が多い。宅地開発が進む昭和40年代以降、山地と住宅地の接近がすすむ状況で大規模な土砂災害が発生していないのは幸いと考えられる。

この他、まれにはあるがつつ巻による被害が発生している。

#### 主な災害履歴

時代	西暦	年号	月日	災害区分	出来事
江戸時代	1720	享保5年	6/21	豪雨	宗像地方で大洪水
	1755	宝暦5年	8/24	その他	大風吹く、宗像・鞍手・遠賀・上座・下座・夜須・御笠・嘉麻・穂波被害甚大、潰家2,830戸、死者43人、斃牛19頭、倒木15,000本。
	1828	文政11年	8/9	台風	台風、曲村・名残村では家屋崩壊、倒木、死者あり。
			8/24	その他	希代の台風で大被害、転家・転木著し。
			8/29	台風	「希代の台風」、多くの家屋が崩壊。
	1840	天保11年	6/9	豪雨	古今曾有の洪水、郡中で20箇所余り土手切れ。稲元・曲り・光岡・久原・東郷・田熊・両西郷・久末・川筋大破損、洗崩田数凡200町、当上納容赦になる。
1850	嘉永3年	6/1	豪雨	宗像地方で大洪水、大暴風雨、宗像地方困窮し救援米8,420包を受ける。	
時代治	1893	明治26年	9/4~6	豪雨	未曾有の大雨水、村民困窮、暴風烈雨、家屋倒壊、草木枯死すると過去帳にある。ただし、旧暦である。
大正時代	1912	大正元年	9/23	豪雨	大暴風雨で関釜連絡船が沈没。
	1914	大正3年	9/24	豪雨	大暴風雨のために、県下の漁船127隻が行方不明となった。
	1918	大正7年	7/10	豪雨	未曾有の大雨水、村民困窮、暴風烈雨、家屋倒壊、草木枯死すると過去帳にある。ただし、旧暦である。
昭和	1927	昭和2年	7/7	豪雨	豪雨のため鹿児島本線東郷 - 福岡間と赤間 - 海老津間のトンネルが一時不通。

時代	西暦	年号	月日	災害区分	出来事
昭和時代	1930	昭和5年	7/8	台風	大台風によって県下の死者61人、負傷者266人、行方不明者26人。
	1930	昭和5年	7/18	豪雨	暴風雨で宗像郡では47戸全壊、筥崎八幡宮の拝殿も倒れる。
	1935	昭和10年	6/26～7/2	豪雨	県下に大豪雨があった。死者124人、家屋流出222戸、半壊408戸、浸水73,788戸となっている。
	1936	昭和11年	7/22～23	台風	台風による県下の死者92人、家屋全壊435戸、半壊370戸、その他の被害があった。
	1941	昭和16年	6/25～29	豪雨	26日、学校帰りの女子学生が濁流に吞まれ死亡。 28日18時30分頃、川端橋が流出し、吉田岬方面の交通は途絶。大洪水による福岡県下の被害は、死者55人、橋の流失137箇所、家屋の流失崩壊647戸、浸水家屋41,904戸である。
	1945	昭和20年	9/16～17	台風	枕崎台風(昭和の三大台風)があり、最大風速は27.8m(宮崎県細島で最大瞬間風速75.5m/sを記録)で県下に被害を与えた。
	1949	昭和24年	8/17	台風	ジュディス台風で河東は冠水のため船で連絡。
	1950	昭和25年	9/13～14	台風	キジア台風があり、最大風速は27.2mで県下に被害を与えた。
	1951	昭和26年	10/14	台風	ルース台風があって、最大風速は32.5mという福岡地方を襲った最大級台風であった。
	1953	昭和28年	6/25～29	豪雨	豪雨による福岡県下の被害は、死者212人、橋の流失1,001箇所、家屋の流失崩壊3,182戸、浸水家屋210,932戸である。
			6/26	豪雨	麦の収穫期であった為、麦の被害が多くみられた。
	1955	昭和30年	9/29～30	台風	台風22号が来襲し、県下に被害を与えた。
	1956	昭和31年	8・9月	台風	台風9・12・15号があり、台風12号は最大風速30.2mの大型で県下に被害を与えた。
	1959	昭和34年	7/12～16	豪雨	志賀島から玄界灘沿いに北上した集中豪雨で、福岡県下で大雨地すべりが多く、宗像地方も大島も被害甚大であった。釣川堤防(県道)が2箇所決壊、大島では死者4人を出す惨事となった。 前夜から降り続いた豪雨は、大島中学校の観測では392mmに達した。大島村ではかつてない降雨量である。村民一同、余りの降り方に驚き、夜も眠れない恐ろしさであった。 14日も東の空が明けそめる頃、急を告げるサイレンが、豪雨の音と共に響きわたった。雨は天の底が抜けたほど、大量に音をたてて降っていた。安昌院の60段からある石段を、一面に切れ目もなく、滝の落ちるように、大河のように水が流れていたとのこと。
	1961	昭和36年	9/16	台風	第二室戸台風があった。
	1963	昭和38年	6/29～7/3	豪雨	大雨洪水で県下に被害を与えた。
	1966	昭和41年	7/1	豪雨	豪雨のため城山峠で土砂崩れ、国鉄・国道3号・電話などマヒ。
	1977	昭和52年	6/10	豪雨	大雨が降り、宗像地方の最大降雨量は1日で170mmであった。低気圧と前線によるものである。
1978	昭和53年	9/14～15	台風	台風18号来襲した。最大風速は24.4mであった。	
1981	昭和56年	7/7	豪雨	豪雨で東郷の旧国道3号が冠水し一時通行止め。	
1986	昭和61年	7月	豪雨	田久地区で家屋の浸水被害。	
平成時代	1995	平成7年	7月	豪雨	田久地区で家屋の浸水被害。
	1997	平成9年	7/8	豪雨	田久地区の店舗で浸水被害。
	1998	平成10年	5/10～12	豪雨	田熊・河東・曲地区でがけ崩れが発生。家屋には被害なし。
	1999	平成11年	6/29	豪雨	家屋の浸水、がけ崩れが発生。
	2001	平成13年	6/19	台風6号	田熊地区等の数箇所道路の冠水。
			6/23～25	豪雨	土砂崩れ、道路の崩落が発生。
2003	平成15年	7/18～20	豪雨	田久・土穴地区で床下浸水、土砂崩れが発生。	

時代	西暦	年号	月日	災害区分	出来事
	2004	平成16年	10/20	台風23号	自由ヶ丘地区でがけ崩れ。また、窓ガラスの破片で負傷者あり。
	2005	平成17年	9/5	台風14号	農作物、地島漁港防波堤が被災。
	2006	平成18年	6/23	豪雨	住家被害（20棟床下浸水）、道路冠水、がけ崩れあり。
	2009	平成21年	7/24	豪雨	田久地区ほか数箇所浸水被害、道路冠水。断水18,300世帯。
	2013	平成25年	7/3~4	豪雨	住家被害（3棟床下浸水）、道路冠水あり。
	2014	平成26年	7/2~3	豪雨	住家被害（1棟床下浸水）、道路冠水、がけ崩れあり。
	2015	平成27年	8/24~26	台風15号	住家被害（1棟床下浸水）、道路冠水あり。
	2018	平成30年	7/5~9	豪雨	住家被害（1棟一部損壊）、道路冠水、がけ崩れあり。

出典：宗像市発行「宗像市史」平成6年3月31日、玄海町発行「玄海町誌」昭和60年11月30日  
 大島村発行「大島村史」昭和60年3月、宗像市防災アセスメント調査（平成17年3月）  
 市資料「7月24日からの大雨による被害概況（平成21年8月31日9時現在）」福岡県「災害年報」（平成25~27年）

## 2 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域である。近年において被害を受けた事例では福岡県西方沖地震（震源深度9km、マグニチュード7）があるが、津波による被害はない。

福岡管区气象台での有感地震記録によると、1904年の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震の1度である。最大震度は、2005年福岡県西方沖地震の震度6弱で、震度4（1968年の愛媛県西方沖、1991年周防灘、1997年山口県北部、2016年熊本地震）を4回経験している。

福岡県周辺で、1997年1月までに発生した浅い地震の震央分布は、筑後から有明海、久住で地震の発生が集中しているが、これらの地震は、ほとんどがマグニチュード5以下の地震である。宗像市から相当距離が離れていることもあり、宗像市に被害を与えるものではなかった。

しかし、2005年3月20日の福岡県西方沖地震の発生により宗像市に被害を与える地震が起こり、これまでも歴史をさかのぼれば、地震によって被害が発生した例がある。

国内の地震史については、歴史上に伝えられている史料から過去の地震についてまとめた宇佐見龍夫編（1996）『新編日本被害地震総覧[増補改訂版]』（東京大学出版会）によくまとめられている。これをもとに、宗像市域に震度4以上の揺れをもたらした可能性があるもの及び宗像市域に被害が見られたものを以下に示す。

### 主な歴史地震履歴

西暦	年号	震源域	マグニチュード	震源深度(km)	最大震度	宗像の震度	推定加速度(gal)	被害等の概要
679	天武7	筑紫の国	7±0.5				94	筑紫の国で家屋破壊多く、幅2丈、長さ3000余丈の地割れ発生。
1498	明応7	日向灘	7.0~7.5				24	伊予で地変多し。詳細不明。
1596	文録5 慶長1	大分県別府湾	7.0±1/4				54	別府湾で大津波。瓜生島陥没。大分市5,000戸のうち4,800戸損壊。湯布院で山崩れ。
1700	元禄13	壱岐・対馬	7.0				83	壱岐・対馬で被害大。潰家89戸久留米で有感。



西暦	年号	震源域	マグニチュード	震源深度 (km)	最大震度	宗像の震度	推定加速度 (gal)	被害等の概要
1703	元禄 16	佐賀県						小城古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。久留米で有感。
1706	宝永 3	筑後						久留米・柳川で強い地震。被害記録なし。
1707	宝永 4	「宝永南海地震」	8.4		7	5	905	潰家は東海、近畿、四国のほか、信濃、甲斐でも多く、北陸・山陽・九州でも生じた。津波は房総から九州に至る太平洋岸を襲った。九州では佐伯で潰家約 100 戸、津波波高約 3m 等の被害あり。
1723	享保 8	九州北部	6.5 ± 1/4		5	5	37	肥後で倒家 980 戸。筑後でも瓦落ち、潰家もあり、河畔に地割れを生じ、泥を噴出。久留米で寺々の石塔倒れる。
1769	明和 6	大分県	7.75 ± 1/4		6	4	54	延岡城石垣損壊。臼杵で潰家 531 戸など。柳川でも被害あり。
1792	寛政 4	長崎県島原	6.4		5~6		26	震害による被害は軽微。眉山(前山)が崩壊し、土砂が有明海に大量に進入し、波高 9m の大津波発生。「島原大変肥後迷惑」
1831	天保 2	佐賀県	6.1				41	佐賀城の石垣が崩れる。詳細不明。
1848	弘化 4	福岡県柳川	5.9				34	柳川で家屋崩壊あり。
1854	安政 1	「安政南海地震」	8.4		7	5~6	6	32 時間前に東海沖で発生した巨大地震に引き続いて発生。関東から九州にかけて大被害。津波襲来。全国で潰家 2 万戸以上。
1854	安政 1	伊予西部	7.3~7.5		6	5~6	50	中国・四国・九州で強い揺れ。
1872	明治 5	島根沖「浜田地震」	7.1 ± 0.2		7	5~6	15	浜田県で潰家 4000 戸以上。久留米市付近でも液状化による被害があった。
1889	明治 22	熊本	6.3		5	3~4	23	熊本市付近で大被害。計 200 戸以上の潰家発生。柳川方面でも潰家 60 戸余。
1894	明治 27	熊本県中部	6.3				25	阿蘇郡において石垣の崩壊多数など。
1895	明治 28	熊本	6.3				25	同上
1898	明治 31	福岡県西部	6.0		4	4	84	糸島半島に被害が集中し全壊 7 戸、家屋破損 58 戸。
		福岡県西部	5.8		4	4	67	上記の最大余震。
1922	大正 11	千々石湾	6.9				36	島原半島南部で被害大。約 200 戸の住家が全壊。
1929	昭和 4	福岡県南部	5.5	0			20	小国地方で家屋半壊 1 戸。
		福岡県南部	5.1	0			38	雷山付近で崖崩れ等。
1930	昭和 5	福岡県西部	5.1	30			18	雷山付近で崖崩れ等。
1947	昭和 22	大分県西部	5.5	0			25	大分県日田地方で崖崩れ等。
1966	昭和 41	有明海	5.5	20			15	屋根瓦や壁の崩れあり。
1968	昭和 43	愛媛県西方沖	6.6	40	5	4	6	愛媛県を中心に被害。全壊 1 戸。
1991	平成 3	周防灘	6.0	19	4	4	42	建物に軽微な被害あり。
1997	平成 9	山口県北部	6.1	12	5 強	4	14	建物に軽微な被害あり。
2005	平成 17	福岡県西方沖	7.0	9	6 弱	5 弱	14	福岡市に被害が集中し全壊 132 戸、半壊 243 戸、一部損壊 8,478 戸(内宗像市 67 戸)。

西暦	年号	震源域	マグニチュード	震源深度(km)	最大震度	宗像の震度	推定加速度(gal)	被害等の概要
2011	平成23	東北地方太平洋沖	9.0	130	7			東日本を中心に、死者1万5,896名、重軽傷者6,157名、行方不明者2,536名。犠牲者の死因のほとんどが津波に巻き込まれたことによる水死。
2016	平成28	熊本地震	7.3	12	7	4	18	人的被害として、死者211名、重傷者1,142名、軽傷者1,604名。建物被害として、全壊家屋は約8千棟、半壊家屋は約3万4千棟、一部損壊家屋は約15万3千棟。
2022	令和3	日向灘地震	6.6	50	5強	3~4		大分県や宮崎県を中心として被害あり

- 1) 推定加速度は、震源までの距離とマグニチュードから計算で求めた。
- 2) 震源深度が不明な地震の震度は0kmとして計算した。
- 3) マグニチュードが幅をもっているものは、中間の値を用いて計算した。

出典：宗像市防災アセスメント調査（平成17年3月）ほか

史実に知られる限り、宗像市に最も大きい揺れをもたらした地震は、西暦679年の地震である。これは、日本書紀に記述されているもので、マグニチュード7クラスの地震が筑紫の国を襲ったことが読みとれる。「筑紫地震」とよばれることもあるこの地震は、福岡県の行った活断層調査(福岡県、1996「福岡県活断層調査報告書」)によって、久留米市域北部を東西にのびる「水縄断層系」で発生したことが確認された。九州では大地震の発生箇所は豊後水道から天草灘に至る九州中部を横断する中央構造線沿い及び日向灘に集中し、福岡県ではほとんど発生していない。

福岡県北部で発生した被害地震としては、1898年(明治31)8月10日の「糸島地震(M6.0)」が良く知られている。12日にも同程度(M5.8)の地震が発生したほか、いくつかの余震が発生している。宇佐美(1996)によると、被害は、糸島半島の東部、国鉄の北側沿線に集中し、全体で負傷者3人、家屋破損58棟、家屋傾斜15棟、土蔵破損13棟、神社破損8箇所などの被害があった。しかし、2005年の福岡県西方沖地震はそれを上回る被害(5月13日までに判明している主な被害；1人死亡、1,069人負傷、8,853棟損壊)をもたらしている。

また、福岡県では、1854年伊予地震や1889年熊本地震など周辺の地域で発生した地震によっても被害が生じることもある。さらに、四国沖から紀伊半島沖の南海トラフ沿いを震源域とする地震による被害を受けることもある。宇佐美(1996)によると1854年安政南海地震では、宗像市においても震度5程度の揺れがあり、家屋等への被害が生じた可能性があるとされている。

## 第2 災害危険性

### 1 風水害

本市において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画(資料編)(災害危険箇所一覧)によると、次のとおりである。

風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・面積
水害	重要水防箇所(河川)	8箇所
	災害危険河川区域	88箇所
	重要水防箇所(海岸)	2箇所
	浸水危険地区	- km <sup>2</sup>

土砂災害	土砂災害（特別） 警戒区域	土石流	167(内151)区域
		急傾斜地の崩壊	683(内630)区域
		地すべり	2(内0)区域
	砂防指定地		36箇所
	土石流危険溪流		100箇所
	地すべり防止区域		1箇所
	地すべり危険箇所		3箇所
	急傾斜地崩壊危険区域		25箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面）		164箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面）		235箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面）		34箇所
急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面）		21箇所	
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）		2箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）		56箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）		48箇所
	地すべり危険地区（林野庁所管）		1箇所
	地すべり危険地区（民有林）		2箇所
その他	道路危険箇所		83箇所
	防災重点ため池		189箇所
	ため池及び頭首工改修箇所		15箇所

出典：福岡県地域防災計画 資料編（災害危険箇所一覧）(令和5年8月修正)

本市における水害の危険性についてみると、外水氾濫の場合、水防法の改正に伴い、従来の計画規模降雨から想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に見直すよう定められ、福岡県が水防法第14条1項に基づき、平成30年4月27日に、県管理の水位周知河川の釣川水系（釣川・八並川・山田川）の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を、指定・公表した。この想定は、浸水の想定区域及び浸水深が、これまでのものより広く・深くなり、これまで浸水想定区域の外であった区域が浸水区域内となった。市は、この想定最大規模の降雨による浸水想定区域及び浸水深に基づいたハザードマップを作成して令和2年3月作成の「宗像市防災マップ」に掲載して全戸に配布した。また、このハザードマップは宗像市の防災ホームページで公表している。

このシミュレーションの前提の降雨は釣川流域の6時間の総雨量543mmである。支川の決壊による氾濫、高潮、内水による氾濫は考慮されていない。なお、洪水防御の基本となる計画規模の前提の降雨は、釣川流域の24時間の総雨量245mmである。

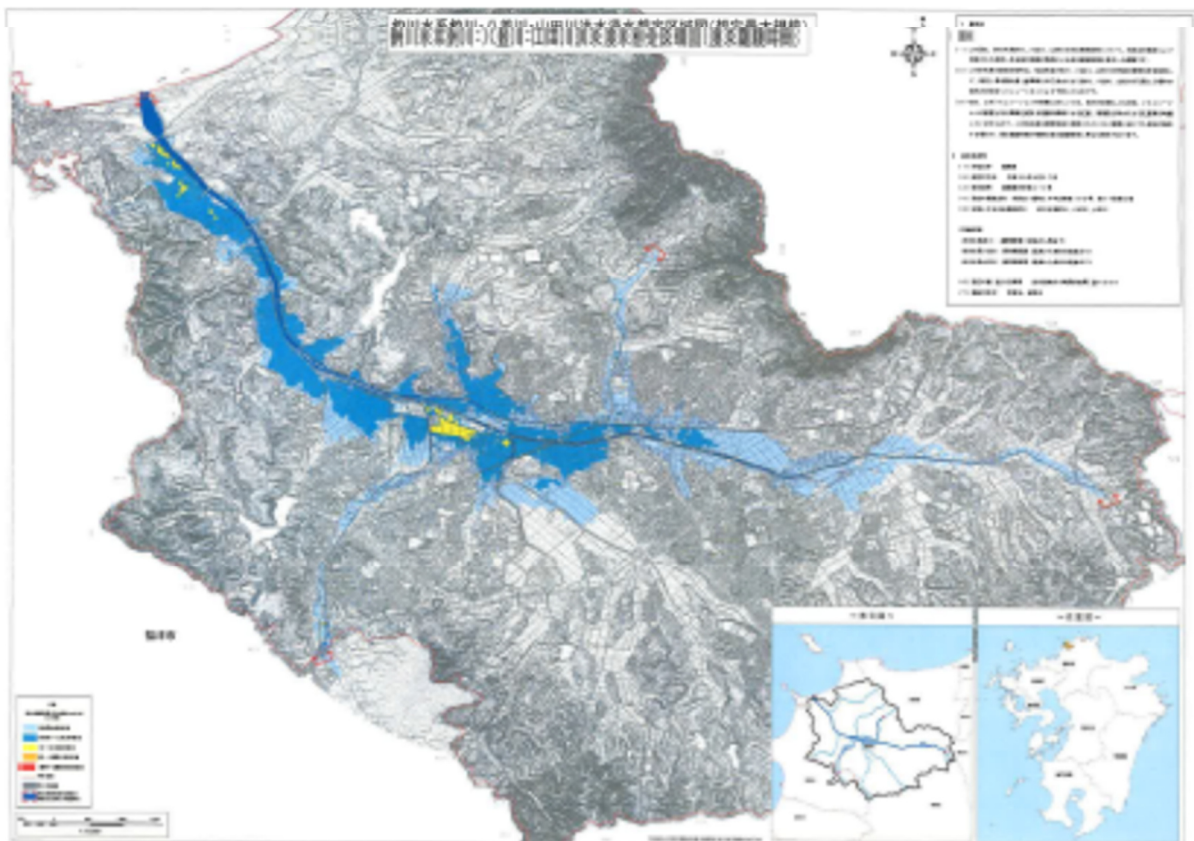
また、家屋の倒壊・流出をもたらすような氾濫流や河岸浸食の発生が想定される区域として「家屋倒壊等氾濫想定区域」が指定された。この区域や浸水深が深い区域等は生命・身体に直接影響を及ぼす可能性があるため、ハザードマップにおいて「早期の立退き避難が必要な区域」として設定することが推奨されている。

また、内水氾濫の可能性のある区域は、釣川沿いの栄町から東郷付近の区域や牟田尻、向田野、江口地区などにみられる。

土砂災害の危険性としては、県により850箇所以上の土砂災害警戒区域の指定があり、長時間に渡り雨が降り続いた場合、又は短時間に多量の雨が降った場合には、同時多数的に発生する可能性がある。

指定種別では、がけ崩れ警戒区域（特別警戒区域）が河東、日の里、自由ヶ丘などの住宅団地造成地の市街地周辺部などに多くみられ、土石流警戒区域（特別警戒区域）は外周山地の山麓部などに多くみられる。

釣川水系釣川・八並川・山田川洪水浸水想定区域（想定最大規模）



釣川水系釣川・八並川・山田川洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

## 2 地震災害

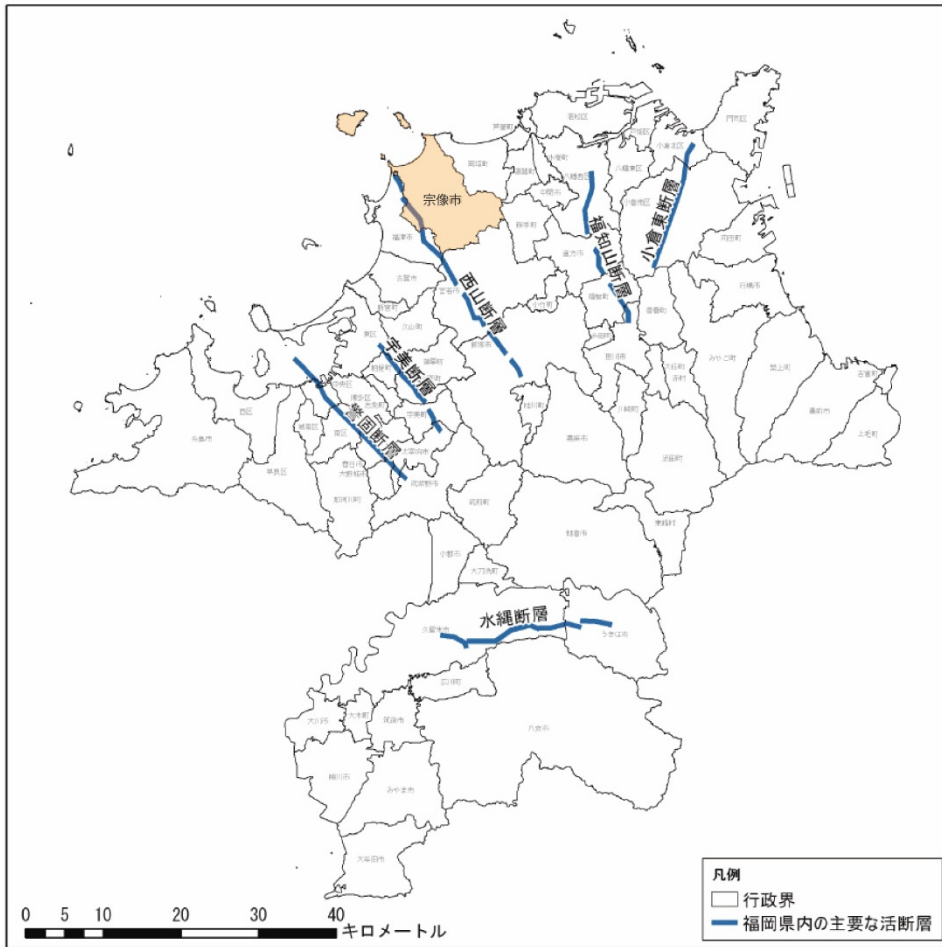
福岡県西方沖地震以降、能登半島地震（平成19年3月25日 マグニチュード6.9）、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日 マグニチュード6.8）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日 マグニチュード7.2）など、内陸の活断層を震源として発生する地震が続き、いずれも平成18年度のアセスメント調査の想定規模（マグニチュード6.5）を超えていること、さらに東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日 マグニチュード9.0）という想定を越えた巨大地震が発生していることをふまえ、福岡県は想定地震規模の見直しを行った。

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、福岡県の代表的活断層（小倉東断層系、西山断層系、警固断層系、水縄断層系の4つの断層系）が活動した場合と、震度6弱程度となるようなマグニチュード6.9で深さ10kmを想定した場合の被害想定（基盤地震動一定）を行っている。この中で、宗像市に最も大きい被害を与えるのは、西山断層における地震で、次いで基盤地震動一定における地震である。

市域の地震想定の設定

想定震源断層	西山断層	基盤地震動一定
震源断層の幅・深さ	幅15km ・上端の深さ 2km ・下端の深さ17km	10km
震源断層の長さ	約31km	-
マグニチュード	7.3	6.9
断層の破壊開始点	南東下部	-
断層の傾き	垂直	-

想定地震の震源断層分布図



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成 24 年 3 月）

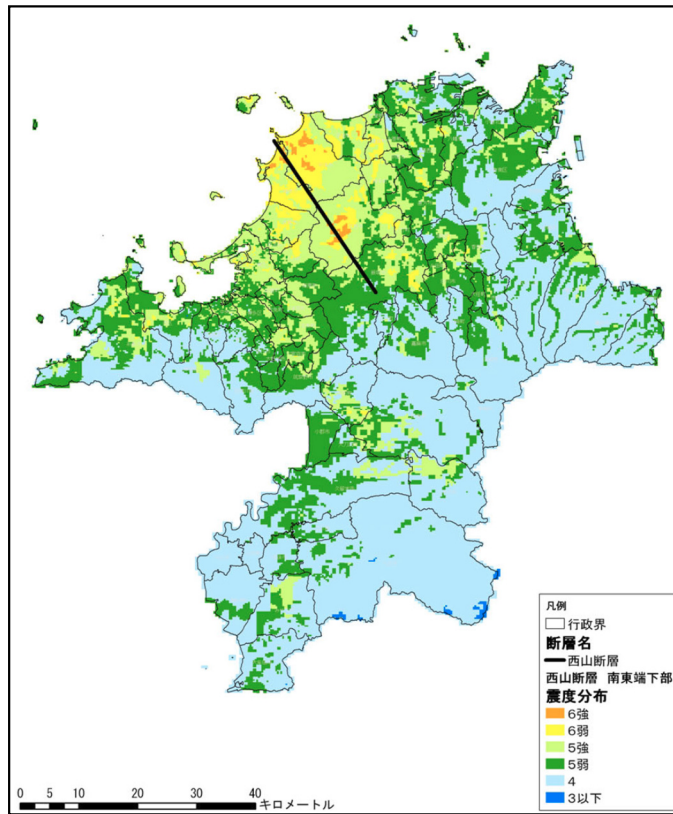
本市における被害想定

想定地震		西山断層（南東下部）	基盤地震動一定	
震 度		5弱～6強	5弱～6弱	
液状化現象		極めて高い ～かなり低い	極めて高い ～かなり低い	
建築物被害	木造	全壊棟数	574	163
		半壊棟数	427	207
		全半壊棟数合計	1,001	370
	非木造	全壊率(%)	1.4	0.4
		半壊率(%)	1.1	0.5
		大破棟数	40	2
火災被害	出火件数	5	2	
		0	0	
	被害箇所	771	304	
		85	17	
上水道管被害	被害箇所	771	304	
下水道管被害	被害箇所	85	17	
都市ガス管被害	被害箇所	0	0	
LPガス被害	被害箇所	-	-	
電柱被害	被害箇所	13	4	
電話柱被害	被害箇所	17	5	
道路被害*	被害箇所			
(国道3号)	被害箇所	7	12	
(国道495号)	被害箇所	6	6	
(直方宗像線)	被害箇所	1	1	
(宗像玄海線)	被害箇所	1	1	
(若宮玄海線)	被害箇所	1	1	
(岡垣宮田線)	被害箇所	1	1	
(宗像篠栗線)	被害箇所	3	2	
(福岡宗像玄海線)	被害箇所	1	1	
鉄道被害*	被害箇所			
(鹿児島本線)	被害箇所	41	119	
漁港・港湾被害	被害延長(m)	被害/対象	被害/対象	
(大島漁港)	被害延長(m)	1,450 / 1,450	1,450 / 1,450	
(地島漁港)	被害延長(m)	743 / 743	743 / 743	
(鐘崎漁港)	被害延長(m)	1,895 / 1,895	1,895 / 1,895	
(神湊漁港)	被害延長(m)	1,162 / 1,162	1,162 / 1,162	
人的被害	死者数	56	12	
	負傷者数	947	429	
	要救出現場数	246	66	
	要救出者数	206	52	
	要後方医療搬送者数	95	43	
	避難者数	1,072	288	
要救援者	帰宅困難者数	19,787	19,787	
	食料供給対象人口	79,104	42,362	
	給水対象世帯	31,925	17,097	
	生活物資供給対象人口	1,072	288	

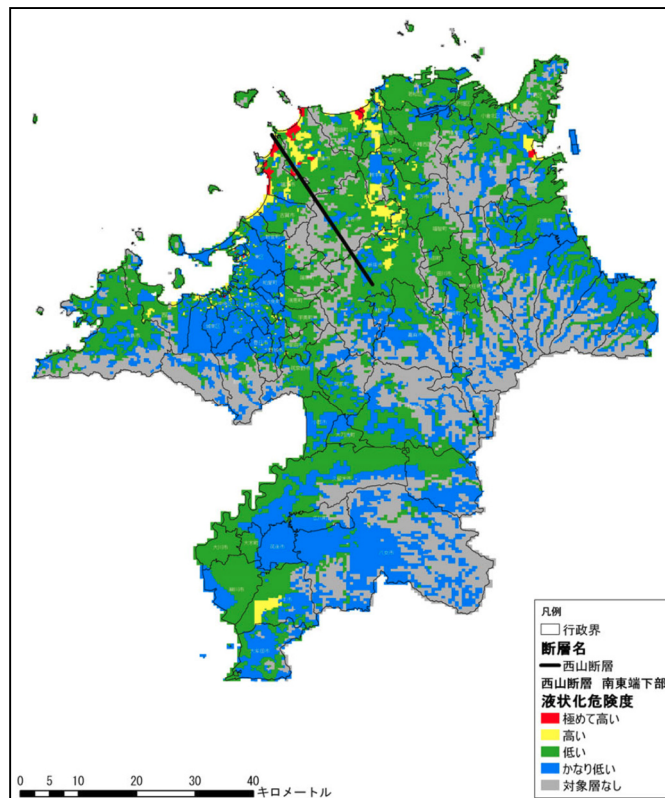
注) \*: 道路被害及び鉄道被害は県内の被害箇所数

出典: 地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

震度分布図（西山断層・南東端下部）



液状化危険度（西山断層・南東端下部）



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

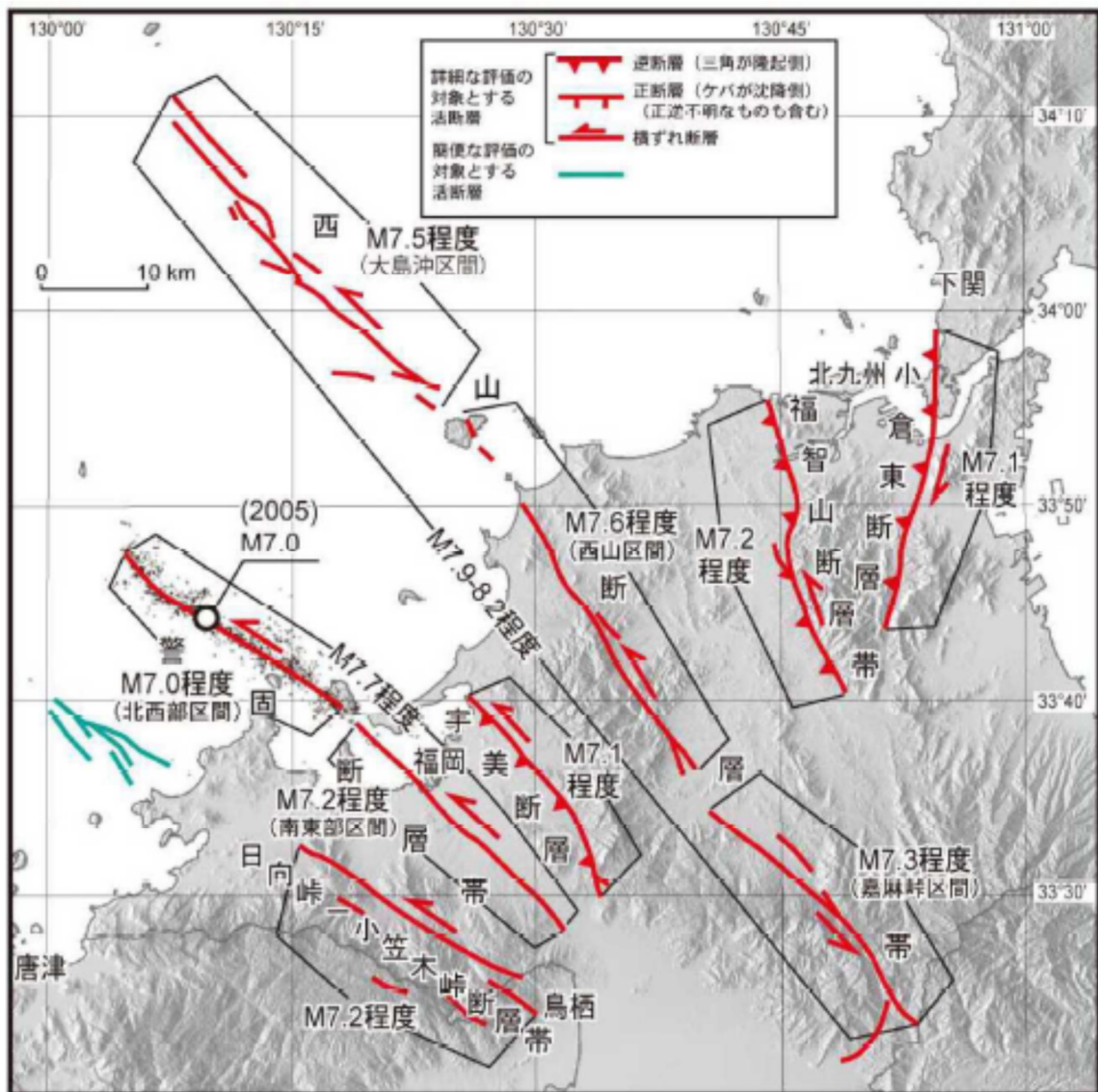


このほか、地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成25年2月1日に発表した、今後30年以内にマグニチュード6.8以上の大規模な地震が起きる確率を地域別に算出した「九州地域の活断層の長期評価（第一版）概要」によると、九州全体では30%～42%、九州北部は7%～13%とされている。

また、このなかで、本市に係る西山断層帯では、大島沖区間・マグニチュード7.5、西山区間・マグニチュード7.6、嘉麻峠区間・マグニチュード7.3、西山断層帯全体が同時に活動した場合はマグニチュード7.9～8.2程度の地震が発生しうるとされている。

また、平成28年（2016年）4月に発生した熊本地震の教訓等を踏まえ、地震調査研究推進本部は、活断層のリスクを正しく理解してもらい、最終的に適切な防災・減災行動につながるよう、地震発生確率と地震後経過率とを組み合わせたランク分けを導入し、長期評価の広報資料に用いている。このランク分けによれば、西山断層帯のランクは、Xランクと表示され、「地震発生確率が不明（すぐに地震が起こることが否定できない）」と解説されている。

九州北部の活断層の特性と想定される地震の規模



出典：九州地域の活断層の長期評価（第一版）概要（地震調査研究推進本部 平成25年2月）

### 3 津波災害

福岡県の「津波浸水想定」(平成28年2月)及び「津波浸水想定にかかる建物被害・人的被害の算定」(平成28年2月)では、東日本大震災をふまえて、福岡県に來襲する可能性のある想定津波のうち、宗像市を含む玄界灘沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、以下の2つの津波断層モデルを選定し、津波浸水想定及び建物・人的被害の算定を実施している。

さらに福岡県では「津波浸水想定」に基づいて、平成30年3月30日に宗像市に「津波災害警戒区域」を指定している。「津波災害警戒区域」とは、最大クラスの津波(「L2津波」)が発生した場合、住民等の生命・身体に危害を生ずるおそれのある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。

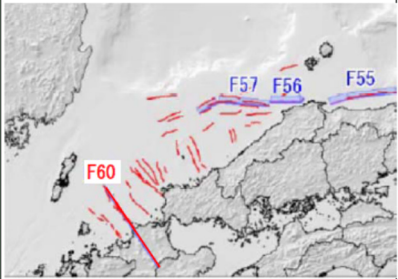
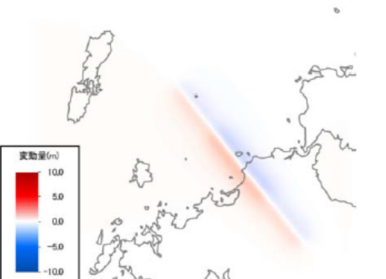
最大クラスの津波(「L2津波」)とは住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する最大クラスの津波の呼称

国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」のF60(西山断層)

福岡県の独自断層として対馬海峡東の断層


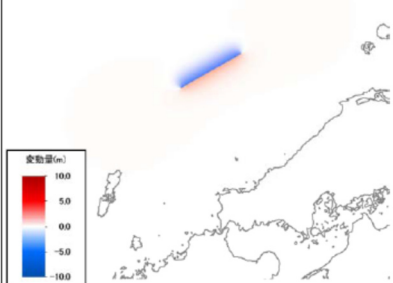
選定した最大クラスの津波(日本海における大規模地震の断層:F60(西山断層))

【対象沿岸：玄界灘沿岸・豊前豊後沿岸】

対象津波	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表(H26.8)の想定地震津波	
マグニチュード	Mw = 7.6	
使用モデル	「日本海における大規模地震に関する調査検討会」のモデル	
説明	国土交通省・内閣府・文部科学省による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討された60断層のうち、福岡に影響の大きいF60(西山断層)を選定	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

選定した最大クラスの津波(対馬海峡東の断層)

【対象沿岸：玄界灘沿岸・豊前豊後沿岸】出典：「津波浸水想定」(福岡県 平成28年2月)

対象津波	対馬海峡東の断層(福岡県の独自断層)	
マグニチュード	Mw = 7.4	
使用モデル	佐賀県(H22)のモデル	
説明	「新編日本の活断層、活断層研究会(1991)」を参考に断層位置を設定し、「佐賀県地震・津波等減災対策調査」(H22:佐賀県)においてその他パラメータを設定したモデル。	
諸元	震源域	地盤の鉛直方向変動量分布
震源・地盤変動量		

なお、本計画では本市への最高津波水位を起こす「日本海における大規模地震の断層：F60（西山断層）」を最大浸水規模及び被害想定等の波源とする。

最大浸水規模

沿岸名	市町村名	浸水面積(ha)
玄界灘沿岸	宗像市	100

浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上の箇所を対象とし、一の位を四捨五入した値。

津波の水位、津波が到達する時間、被害想定

今回の津波浸水想定による本市に津波が到達する時間（最速津波到達時間：影響開始時間）、最高津波水位、最高津波到達時間、被害想定（人的被害、物的被害）については下記のとおりである。

最速津波到達時間（影響開始時間）は、気象庁の津波注意報の発令基準（津波高20cmを超え1m以下）を参考に20cmとしている。

ただし、地盤の低いところでは、地震によって、堤防等が沈下・損壊することで、津波が到達する前に浸水が始まることがある。津波の到達時間にかかわらず、早めの避難行動を心掛ける必要がある。

津波の浸水想定及び被害想定

最高津波水位を起こす波源の断層	最速津波到達時間(分)	最高津波到達時間(分)	最高津波水位(m)	人的被害(死者数)	物的被害(棟)	
					全壊	半壊
西山断層	3	19	4.3	4	5	82

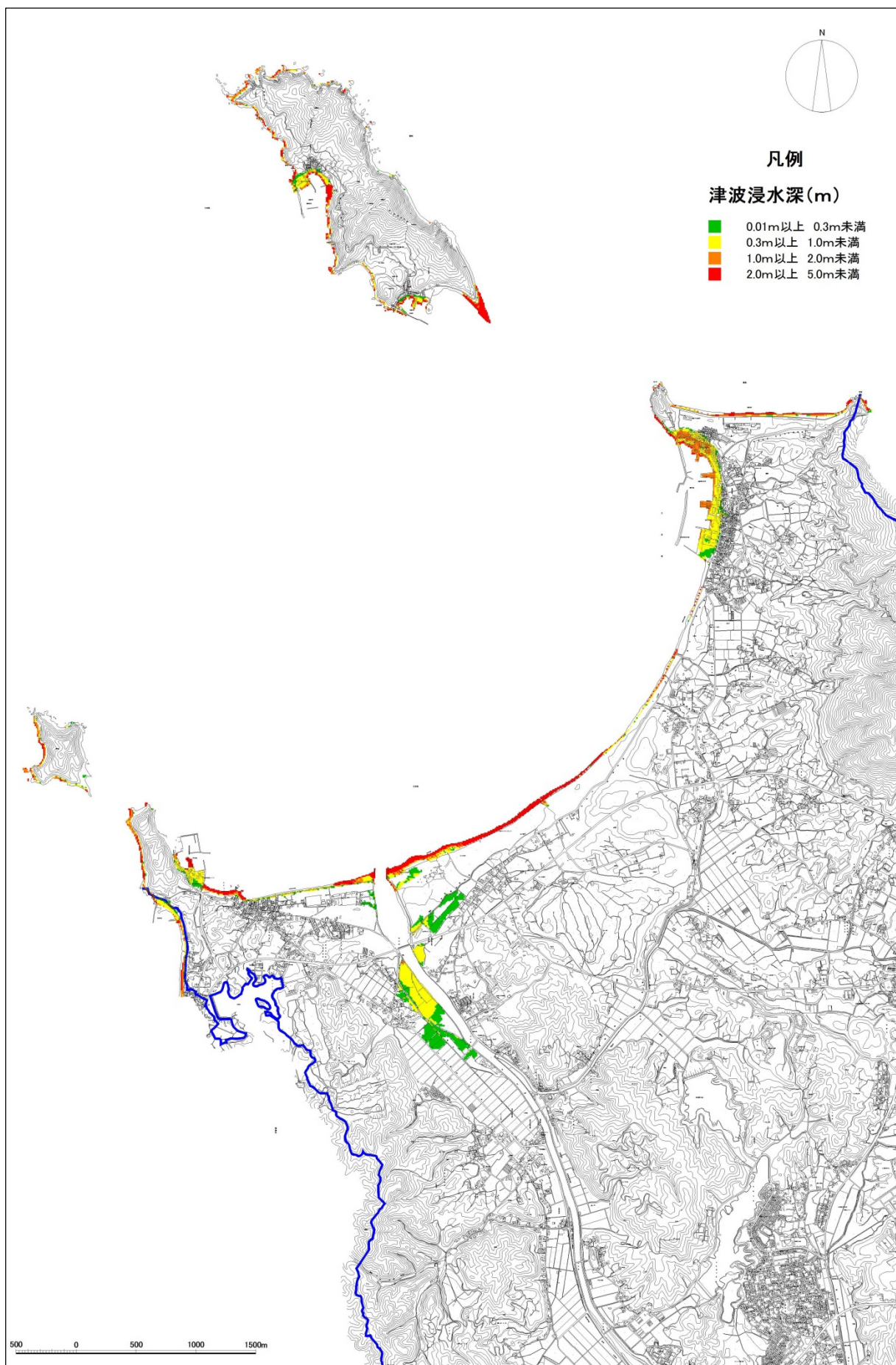
留意点

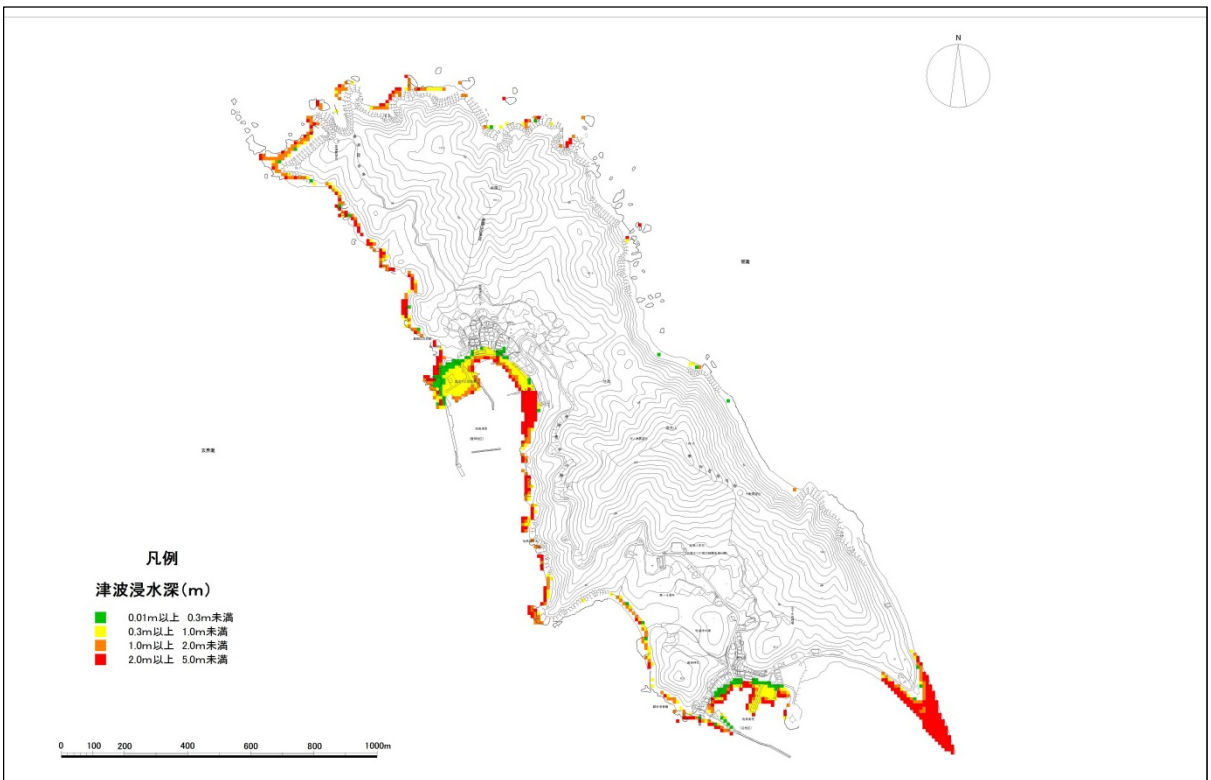
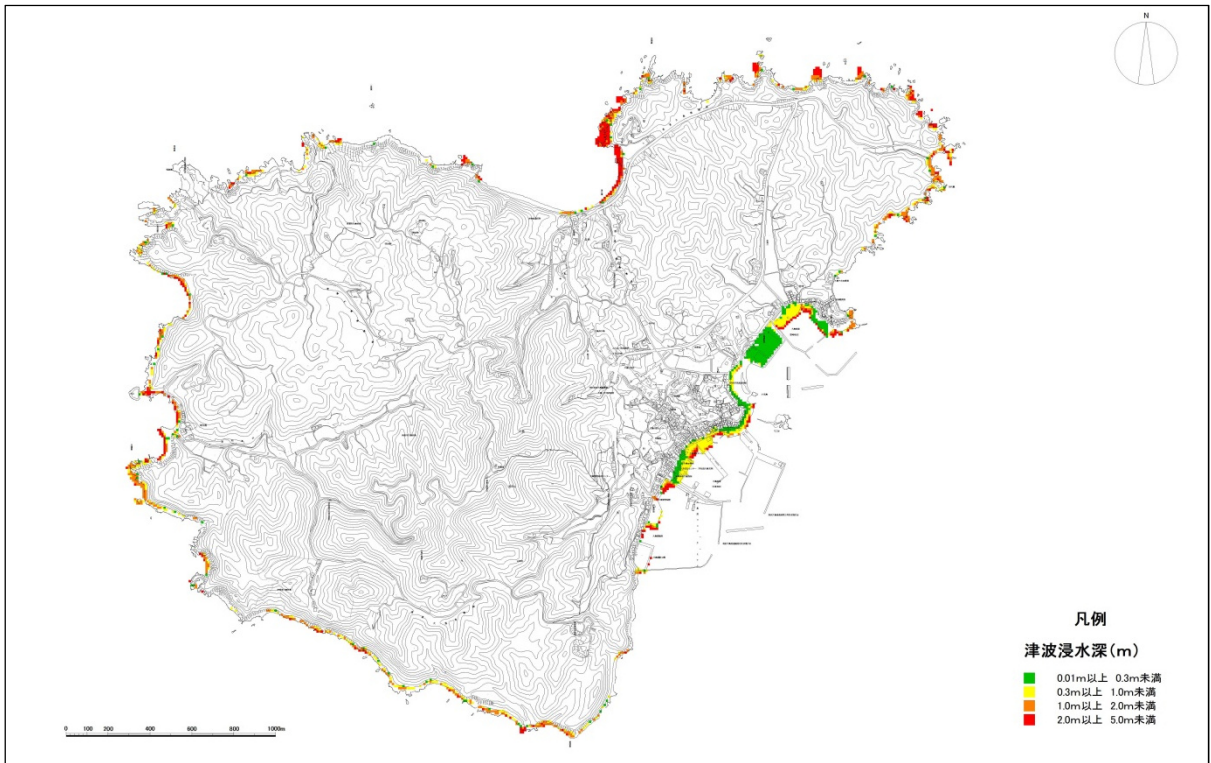
- ・「最速津波到達時間」とは、地震発生時から20cm水位上昇までに要した時間。
- ・人的・物的被害は、津波浸水想定と人口・建物分布を重ね合わせ、津波到達時間やその浸水深をふまえ推計。
- ・人的・物的被害は、各市町の最大値を計上（波源ごとに数値が異なる。）
- ・人的被害は、夜間に津波が発生した場合の数値。

出典：「津波浸水想定」（福岡県 平成28年2月）

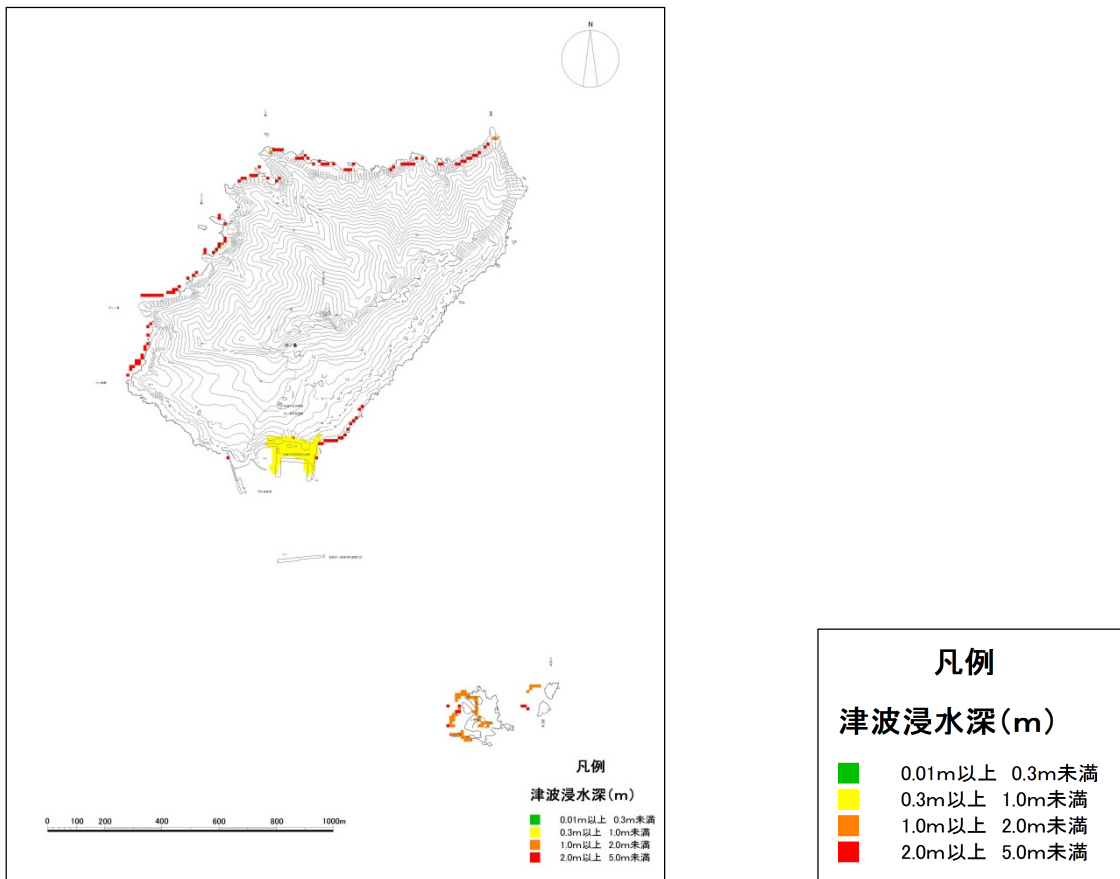
「津波浸水想定にかかる建物被害・人的被害の算定」（福岡県 平成28年2月）

津波浸水想定図





出典：「津波浸水想定」(福岡県 平成 28 年 2 月)



[ 留意事項 ]

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。

最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。

「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。

津波は繰り返し襲ってきて、あとから来る津波の方が大きくなることもあるため、浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

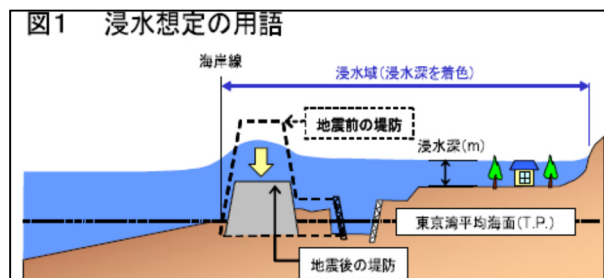
この浸水想定図は、想定される複数の津波による最大の浸水域、浸水深を表したものです。

今後、最新の知見や精査等により、「津波浸水想定」を修正する可能性があります。

[ 用語の解説 ]

浸水想定について（図1参照）

浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上した外縁までの範囲



出典：「津波浸水想定」（福岡県 平成28年2月）

## 第5節 防災ビジョン

### 第1 防災ビジョン

近年の地球環境の大きな変化により、集中豪雨や大型台風、竜巻など、これまで経験したことのないような自然災害が全国各地で発生している。九州では平成28年4月の「熊本地震」、同じ福岡県でも平成29年7月には「九州北部豪雨」や「平成30年7月豪雨」において、集中豪雨による甚大な被害が発生している。

本市は、これまでの被災経験や防災調査結果からみて、台風や梅雨による洪水に起因する水害と内水排除の不良による洪水が主な災害であり、河川規模が小さいことや整備の進捗により、大規模な洪水は発生していないが、内水氾濫や土砂災害が発生している。

本市周辺は台風の常襲区域であり、近年の海水温の上昇や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性は高まっていると言える。

地震災害では、糸島地震（1898年）福岡県西方沖地震（2005年）で被害にあっている。また、地震災害の危険性については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」及び「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（いずれも福岡県、平成24年3月）、「宗像市防災アセスメント調査」（宗像市、平成17年3月）の予測結果に基づいた対応を準備しておく必要があることはもちろん、いつでもどこでも地震は起こるといふ心構えが必要である。

このような状況をふまえ、本市の防災ビジョンを、次のとおりとする。

#### 防災ビジョン

災害に対して「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えを基に、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として災害対応を行う。

#### <基本理念>

災害に強い組織・ひとをつくる

災害に強いまちをつくる

防災施設・設備、体制を強化する

実践的な応急・復旧・復興対策計画を確立し、非常時に備える

なお、計画の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、被災しても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じる。

計画の推進にあたっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行う。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力の向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大する。

## 第2 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

### 基本目標

基本理念	災害予防計画	基本目標
災害に強い組織・ひとをつくる	第1節 災害に強い組織・ひとづくり	<p>市民や企業等が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という意識を持ち、自主的に防災活動に参加し、市内の防災・減災に寄与するよう努める。</p> <p>市民ひとり一人が、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑える。</p> <p>市及び関係機関の職員は、知識と技術を身につけ、平常時から防災に係る必要な組織の整備等を行い、災害時にはすみやかに任務を遂行できるようにする。</p> <p>大規模災害に備え、男女共同のもとで全市民が参画して防災に対処しながら、避難所生活等における二次的苦痛を防止するための組織づくり、人づくりをすすめる。</p> <p>混乱期における被害の抑制や要配慮者(特に避難行動要支援者)の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。</p> <p>市、消防団、関係機関、学校、事業所、団体、自主防災組織、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災知識の普及を推進する。</p>
災害に強いまちをつくる	第2節 災害に強いまちづくり	<p>災害に強い都市空間の形成を図り、快適で安全な市民生活を確立するため、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図るなど防災機能を強化する。</p> <p>大地震による人的被害の大きな要因となる、建物倒壊・延焼火災を防止するため、被害の発生が予想される箇所における点検・整備、建物の耐震化、まちの延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。</p> <p>河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策と、流域治水の取り組みを総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。</p> <p>がけ崩れや液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。</p> <p>不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。</p> <p>道路、橋りょう、漁港・港湾施設、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。</p>



基本理念	災害予防計画	基本目標
防災施設・設備体制を強化する	第3節 応急活動体制の整備	<p>情報収集伝達ルートを確認する観点から、多様な情報収集伝達ルートの充実、災害情報データベースシステム整備、情報の分析・整理・活用に努める。</p> <p>速やかな協力体制を得るように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等に努める。</p> <p>各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制に努める。</p> <p>社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を指導、支援し、要配慮者の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。</p>

基本理念	風水害・地震災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 応急活動体制	<p>災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。</p> <p>大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。</p>
	第2節 情報の収集伝達、災害警戒	<p>被害状況を的確かつ迅速に把握する。</p> <p>市域の全地区について、被害の全体像を把握する。</p> <p>市民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行い、必要に応じて関係機関へ伝達する。</p>
	第3節 災害広報	<p>二次的被害・混乱等を防止する。</p> <p>情報の空白地域・時間を解消する。</p> <p>被災者からの相談受付、広報活動を行う。</p>
	第4節 応援要請	<p>市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、災害時受援計画に基づき、県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。</p>
	第5節 災害救助法の適用	<p>法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。</p>
	第6節 避難対策	<p>消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し市民、外来者等を安全に避難させる。</p> <p>避難指示等を発令の際には避難所を開設し、避難者等と協働で運営する。</p> <p>要配慮者（特に避難行動要支援者）や女性等の多様な視点やニーズに配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。</p>

基本理念	風水害・地震 災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第7節 救助・救急・消防活動	<p>延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、宗像地区消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。</p> <p>クラッシュ症候群<sup>1</sup>等に対処するため、市、宗像地区消防本部、消防団、関係機関・団体、市民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。</p>
	第8節 医療救護活動	<p>災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、資機材等を迅速に確保する。</p> <p>高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。</p> <p>避難所及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスを供給する。</p>
	第9節 要配慮者対策	<p>高齢者・障がい者・乳幼児・外国人・人工透析者・妊産婦等の避難行動要支援者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。</p> <p>避難所、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。</p>
	第10節 交通・輸送対策	<p>予想される道路・橋りょう等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。</p> <p>輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。</p>
	第11節 生活救援活動	<p>医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。</p> <p>ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。</p>
	第12節 住宅対策	<p>余震等による建物の危険防止、また（仮設）住宅供給（建設）体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定の実施を行う。</p> <p>（仮設）住宅供給（建設）体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。</p>
	第13節 防疫・清掃活動	<p>災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。</p> <p>ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。</p>

<sup>1</sup> クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。

基本理念	風水害・地震 災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第14節 遺体の処理・埋葬	遺体の腐乱を防止するため、捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。
	第15節 文教対策	学校教育の早期再開を行う。 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。
	第16節 公共施設等の 応急対策	生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。 ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。
	第17節 災害警備	警察と協力し、市・事業所・団体・市民等が、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。

基本理念	原子力災害等 応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 大規模事故対策	大規模事故における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や連絡、緊急避難、応急活動内容の明確化などを行う。
	第2節 危険物等災害対策	危険物や有毒物等の安全性を強化するため、自主保安体制等の確立、施設管理者、保安監督者等による速やかな応急対策の実施などを行う。
	第3節 林野火災対策	林野火災を未然に防止するため、監視体制の強化、防火水槽などの火災対策用施設、資機材の整備、山火事防災月間等における防火思想の普及などを行う。
	第4節 海上災害対策	事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化などを行う。
	第5節 放射線災害対策	事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化などを行う。
	第6節 原子力災害対策	広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、観測体制、広域避難の受け入れ等の必要な措置を行う。

基本理念	災害復旧・復興計画	基本目標
実践的な急急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 災害復旧事業の推進	被災施設の復旧にあたっては、関係機関との連携を図りながら、被害の再発防止と将来の災害に備えた災害復旧計画を策定し、すみやかに復旧事業を行う。 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。
	第2節 被災者等の生活再建等の支援	災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、義援金品・災害弔慰金の支給、資金の貸与・融資、雇用機会の確保、生活相談、風評被害への対応など、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。
	第3節 地域復興への支援	独力での再建が困難な農林漁業者、中小事業者に対して、再起更生するよう、資金の融資等について支援することにより、被災者の生活の確保を図る。
	第4節 復興計画	総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画による多様な視点での提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態への回復だけでなく、新たな視点による地域再生を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを行う。 関係機関等との調整・合意形成を行い、すみやかに復興計画を策定する。 災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。